

広報しずくいし 号外 第3版

平成 25 年 10 月 10 日発行

8.9 大雨洪水災害および 9.16 台風 18 号に関するお知らせ

8月9日の大雨洪水災害および9月16日の台風18号により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

この広報しずくいし号外【第3版】では、これらの災害に関して、町民の皆さまに取り急ぎお伝えしなければならない情報を掲載しています。掲載している事業の中には、8月9日の大雨洪水災害のみに適用するものがあります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

1. り災証明書

住居の被害（倒壊、床上・床下浸水等）に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・猶予などを受けるために用います。

- 申請方法 町役場税務課窓口で申請してください。
- 用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
- 問い合わせ先 町役場税務課資産課税担当 ☎ 692-6481

2. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置（保険の給付等）を受けることが出来るようにするため、土地、塀・門扉等の付帯物、家具家財、車などについても、「り災届出証明願」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。

なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。

- 申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
- 証明する届出 家屋以外の塀・門扉、動産（車両）、家財、土地などの被害
- 用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真等
- 問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

3. 各種援護資金の貸付制度

災害により被害のあった人に対し、災害援護資金および住宅改修費を貸し付けする制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 栗石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230、町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

4. 未舗装道路の応急補修用砕石の提供

8月9日の大雨洪水災害にともない、未舗装道路の応急補修用砕石の提供を9月30日まで行うこととしておりましたが、台風18号の影響を考慮し10月31日まで延長します。

行政区や自主防災組織、農事実行組合など地域組織の皆さんで自主的に道路等の応急補修にご協力いただける場合、町から補修用砕石を提供しています。なお、地域組織で採石会社に取りに行き運搬から補修まで行っていただける場合に限りです。また、砕石以外の費用については地域組織でご負担いただくこととなりますので、ご理解をお願いします。

- 申請期限 10月31日（木）
- 申請方法 被災状況がわかる写真を持参の上、町役場地域整備課までお越しください。
- 問い合わせ先 町役場地域整備課 ☎ 692-6406

5. 被災宅地補修等補助金

8月9日の大雨洪水災害で被災した宅地の擁壁や法面の修繕や補修工事を行う人へ、工事費用の一部を補助します。

- 申請できる人 被災した宅地の所有者もしくは所有者と同一世帯の人、または管理者
- 対象となる人（①～④全てに該当する人）
 - ①被災した宅地に建っていた住宅に、平成25年8月9日時点で居住し住民登録していたこと
 - ②世帯全員が町税等の滞納がないこと
 - ③行おうとしている補修工事について、他の補助金等を受けていないこと
 - ④平成26年3月31日までに補修工事を終了できること

■対象となる補修工事（20万円を超える工事で①～③に該当するもの）

- ①被災した擁壁の撤去、再設置など
 - ②切土、盛土法面の保護、修復など
 - ③宅地内の亀裂の修復
- ※宅地の原形復旧以外は対象外です。対象となる工事の例は右図をご覧ください。

■補助の内容

- ①補助対象工事費から20万円を控除した金額の2分の1の額
- ②補助金額が100万円を超える場合は、100万円が限度

■補助の期間

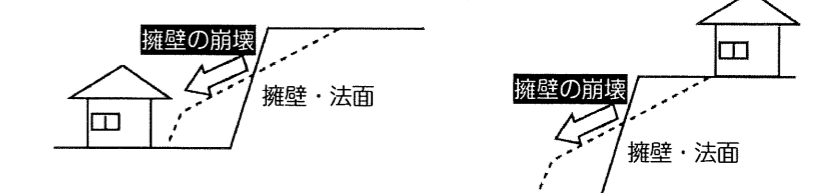
平成26年3月31日まで

■問い合わせ先

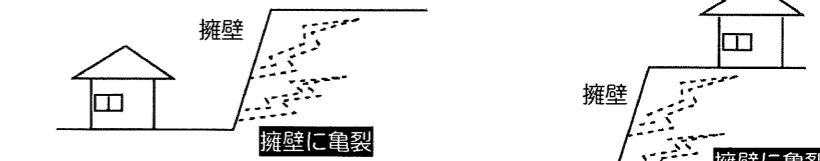
- 町役場地域整備課建築営繕担当 ☎ 692-6406

◆補助対象となる工事の例

・崩壊した擁壁の撤去、再設置、法面の修理



・亀裂の入った擁壁の補強、修理

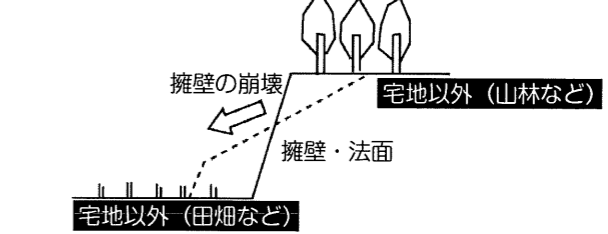


・宅地内の地割れの補修



◆補助対象とならない工事の例

・宅地以外の擁壁等の修理

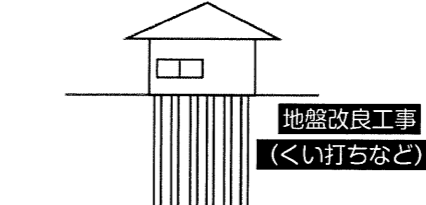


・ブロック塀の撤去・再設置、植栽などの外構工事



※ブロック塀と同時に、擁壁・法面等も修理した場合は擁壁・法面工事部分のみ補助工事対象となります。

・住宅建築のための地盤改良工事



※地盤改良工事と同時に、宅地亀裂等も修理した場合は宅地亀裂工事部分のみ補助対象工事となります。

6. 中小企業等に対する支援

【中小企業被災資産修繕事業費補助】

8月9日の大雨洪水災害の影響により被害を受けた町内の中小企業者に対し、経済基盤の再興と就業機会の確保を図るため、店舗、工場等の修繕に要する費用を助成し事業の再開を支援します。

■補助対象者 8月9日の災害により被害を受けた町内の店舗、工場等の修繕を行う中小企業者

■対象業種 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する業種のうち町長が認める業種（例：製造業、建設業、卸売業、サービス業、小売業、宿泊業等）

■補助対象経費及び補助率等 次の被災資産の現状を回復するための経費

- ①建物およびその附属設備の修繕に要する経費
- ②構築物、機械および装置等の修繕に要する経費
- ③施設内に流入した土砂の撤去に要する経費

区分1（業種）	区分2（経費）	補助率	補助限度額
宿泊業	修繕費が1,000万円以上	1/2	2,000万円
	修繕費が1,000万円未満	1/4	100万円
宿泊業以外	修繕費相当額	1/4	100万円

■申請期限 平成26年2月28日

■問い合わせ先 町役場観光商工課商工労政担当 ☎ 692-6497

【中小企業災害復旧資金等利子補給費補助】

8月9日の大雨洪水災害により被害を受けた町内の中小企業者が、復旧のために借入した資金について、利子補給を行い中小企業者の経済的な負担の軽減を図ります。

■対象資金および補助対象借入限度額

- ①岩手県 中小企業災害復旧資金 1,000万円
- ②日本政策金融公庫 災害復旧貸付 3,000万円

■補助対象額 それぞれの資金制度で定める貸付利率による利子の額

■利子補給期間 それぞれの資金の貸付期間内

■申請期限 平成26年3月31日

■問い合わせ先 町役場観光商工課商工労政担当 ☎ 692-6497

7. 災害義援金

8月9日の大雨洪水災害に係る災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願ひします。

■義援金名 平成25年8月雫石町豪雨災害義援金

■受付期限 10月31日（木）

■受付方法 ①現金▷町役場福祉課窓口

②銀行振込▷振込先は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人
新岩手農業協同組合	雫石町役場出張所	普通預金 0004904	雫石町災害義援金 (ｼﾞｸﾞｲｼﾞｮｳｶﾞｲ ｲﾝｷﾝ)
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	02260-5-770	雫石町災害義援金 (ｼﾞｸﾞｲｼﾞｮｳｶﾞｲ ｲﾝｷﾝ)

※1 新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願ひします。※2 ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません（ATMによる通常払い込みについては、料金がかかります）。※3 受領書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。

③現金書留▷送付先〒020-0595（※住所記載不要）雫石町役場福祉課福祉企画担当（義援金担当）

■その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置（所得税、法人税、個人住民税）の適用対象となります。

■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

8. 心身の健康相談窓口

このたびの災害から『食欲がなく体の調子が悪い』『眠れない』『誰とも話す気になれない』など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1105

9. 農家支援

【農作物災害対策復旧事業（越冬粗飼料購入費助成）】

自給粗飼料が被災した畜産農家を支援します。

■対象 牧草地または牧草の流失、土砂流入、冠水等により自給粗飼料が減少し、次期収穫期までの自給飼料が不足する畜産農家

■助成金額 越冬粗飼料購入費用の3分の2以内（千円未満切り捨て）

■申請方法 生産者団体等を通じて取りまとめます。

■その他 県の実施要項が決まってから具体的にお知らせします。

【家畜飼養緊急支援事業（代替飼料購入費の助成）】

牛舎等が浸水等により被災し、代替飼料を購入しなければならなかった畜産（肥育牛）農家を支援します。

■対象 牛舎等が被災により、肥育牛飼養に購入した代替飼料費用

■申請期限 10月31日（木）

■助成金額 1頭あたり200円/日（上限10日間）対象期間は8月9日～8月31日

【農作物災害対策復旧事業（まき直しや代作費の助成）】

農作物被害の軽減・回復や拡大防止について、緊急病虫害防除、まき直しや代作、生育回復等に係る費用の一部を助成します。

■対象作物 野菜、花きなど

■助成金額 補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）

■申請方法 生産者団体等を通じて取りまとめます。

■その他 県の実施要項が決まってから具体的にお知らせします。

【農地等小規模災害復旧事業】

被災した農地、農業用施設（用排水路等）に係る災害復旧工事等を支援します。農家1戸で複数の申請をすることができます。※業者から工事費の見積書をお取りください。

復旧工事費が40万円を超える場合は、基本的に国の補助対象事業として町が工事発注します。

なお、施行箇所の考え方として、農地所有者が同じで、施工箇所が近接している場合は、複数箇所を合わせる事が可能です。

①復旧工事費の見積額が13万円～40万円未満の場合 ※工事は役場で発注します。

■対象 農地、農業用施設（用排水路等）の復旧工事

■申請期限 11月8日（金）

■受益者負担 復旧工事費の10%前後（工事費から国災害補助率^{※注}相当額を差し引いた額）

●受益者負担想定例 工事費30万円の場合、受益者負担は3万円

■申請 ①見積書、②写真（施工前）、③位置図、④印鑑を持参し、町役場農林課窓口で申請してください。※写真は被災状況がわかるよう安全に注意して草刈後に撮影してください。

②復旧工事費の見積額が13万円を超えない場合 ※工事は農家で発注します。

■対象 農地、農業用施設（用排水路等）の復旧工事。または、自力施工に係る重機借上料（燃料費、人件費を除く）。

■申請期限 平成26年3月20日（木）

■助成金額 国災害補助率（90%前後）相当額（工事費×国災害補助率）※千円未満切り捨て

■申請 ①請求書または領収書（写し）、②見積明細書、③写真（着手前・完成後）、④位置図、⑤印鑑を持参し、町役場農林課窓口で申請してください。※写真は被災状況がわかるよう安全に注意して草刈後に撮影してください。

※注 国災害補助率▷今回の災害に係る国の補助率は、平成26年3月頃に確定する見込みです。

■上記すべての事業の問い合わせ先 町役場農林課 ☎ 692-6405